

<今号の内容>

1. 厚生労働省 第 1 回 福祉人材確保対策検討会を開催
2. 認知症への対応、高齢者向け住まいについて議論～第 102 回 社会保障審議会 介護給付費分科会
3. 骨太方針骨子案に「社会保障給付の効率化・適正化」が盛り込まれる
4. 技能実習制度の見直しにおいて、介護等の追加を提案
～第 6 次 出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会
5. 「社会福祉法人主任／係長講座」 申込書差し替えのお願い

1. 厚生労働省 第 1 回 福祉人材確保対策検討会を開催

厚生労働省は社会・援護局長の下に「福祉人材確保対策検討会」設置し、6 月 4 日に第 1 回検討会を開催した。「介護人材を含む福祉人材の確保対策の在り方について、多様な人材の参入促進、資質の向上及び環境の改善等の観点から、多角的に検討を行う」こととしており、平成 26 年秋頃のとりまとめを目途に検討が進められ、夏ごろに一定の方向性をとりまとめるスケジュールが示されている。

全国経営協からは、平田 直之 高齢者福祉事業経営委員長が構成員として参画している。

構成員は以下の通り。(敬称略)

石橋 真二	公益社団法人 日本介護福祉士会 会長
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授
門野 友彦	株式会社リクルートキャリア HELP MAN! ●JAPAN 担当
川井 太加子	桃山学院大学社会学部 教授
西條 由人	神奈川県保健福祉局福祉部 地域福祉課長
佐藤 優治	民間介護事業推進委員会 代表委員
高橋 福太郎	全国福祉高等学校長会 理事長
田中 滋	慶應義塾大学 名誉教授
田中 博一	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 副会長
平川 則男	日本労働組合総連合会生活福祉局長
平田 直之	全国社会福祉法人経営者協議会 高齢者福祉事業経営委員長
堀田 聡子	労働政策研究・研修機構 研究員
松本 敦	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長
山田 尋志	NPO 法人 介護人材キャリア開発機構 理事長

座長には互選により慶應義塾大学名誉教授 田中 滋 氏が選出された。

第 1 回検討会は、「介護人材確保について」を議題として、まず、厚生労働省から介護人材をとりまく現状と見通し、介護人材確保に向けた課題と取り組みや介護保険部会や

国会における最近の議論等について説明された。説明においては、介護人材確保を持続的に可能とするには、「量」の確保のみならず、「質」の確保が必要であり、その好循環を生み出すための処遇改善や労働環境など「環境整備」を含めた三位一体の取り組みを進めることが重要と指摘し、そのための施策を行っていることが説明された。（説明内容の詳細は当日資料を参照）

その上で、事務局から「介護人材確保における課題構造と論点」として、①参入促進、②資質の向上、③労働環境・処遇の改善、3つの視点による課題とその解決に向けての論点が示され、議論が行われた。

各構成員からは優先度の高い課題とその課題に対する考えられる対応の方向性について、3点程度が示され、それぞれ意見が述べられた。

本会からは、平田委員長の代理として宮田 裕司 制度・政策委員会作業委員が出席し、第一に、福祉人材確保のグランドデザインの策定が必要であり、厚生労働省は福祉人材について、数の確保、資質向上両面を含む総合的かつ10～15年程度の長期的な将来像を示すべきと指摘した。2点目には、専門性の明確化を挙げ、待遇改善のためにもその根拠となる専門性の明確化が必要不可欠であることを指摘した。3点目には、介護職の実態の周知を進めるべきとし、イメージアップ以前に、そもそも介護という仕事の実態がきちんと一般的に知られていない実態があり、まずは介護職の仕事内容、働き方の実態を知らしめることが必要であると意見を述べた。

他の構成員からは、本会から指摘した内容と同様に、中長期的な視点の必要性や、専門性の確立とそのため教育・養成の必要性、介護の専門性に対する正しい理解に基づくイメージアップなどの課題がさまざまな視点から指摘された。介護の専門性に関連した課題として、複数の構成員から、介護福祉士の専門性を明確化することのほか、専門職のバックアップを前提とした元気な高齢者によるピアサポートの仕組みを検討すべき（山田構成員）、介護職の全員が介護福祉士資格取得を目指す必要はなく、さまざまなキャリアパスがあってよい（川井構成員）、セルフケアを含めて誰がどこまで何を担うのかについての議論を徹底すべき（堀田構成員）といった、すべての介護従事者を一律に「介護専門職」として捉えるのではなく、さまざまな働き方を整理して検討すべきとの意見があった。他には、就業者・事業者それぞれの個別性に着目した分析と対応が必要、ワークライフバランスの向上などの労働条件・処遇の改善が必要、他業界がすでに行っている採用活動ができるようにすべきといった課題が指摘された。

今回は、6月20日に開催され、若者への理解促進、介護人材マネジメントの取組、諸外国における介護人材確保の動向等に関するヒアリング等が行われる予定。

当日資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000047527.html>

2. 認知症への対応、高齢者向け住まいについて議論 ～第102回 社会保障審議会 介護給付費分科会

6月11日、第102回介護給付費分科会が開催され、平成27年度介護報酬改定に向けて、①認知症への対応、②高齢者向け住まいについて、それぞれ厚生労働省より介護保

険部会等での議論の内容、現状の制度、実態に関する調査結果等のデータ等が説明され
たうえで、「主な論点」が示されたうえで議論された。各議題における主な論点と委員か
らの意見の概要は以下の通り。（文責：事務局）

①認知症への対応について

主な論点

（認知症型共同生活介護について）

- 利用者の役割を生かすケアを推進するための方策をどのように考えるか。
- 重度化した医療ニーズのある入居者に対応する医療連携をどのように考えるか。
- 夜間・深夜時間帯における加算による人員の配置についてどのように考えるか。
- 入居者の重度化により、備え付けの福祉用具では対応困難となっている実態をどの
ように考えるか。
- 運営推進会議及び外部評価の仕組みについてどのように考えるか。

（認知症対応型通所介護について）

- 今後、通所介護の機能に着目した事業内容の類型化に関する議論を踏まえ、その位
置づけをどのように考えるか。
- 共用型デイサービスの定員基準（3名以下）についてどのように考えるか。

（認知症に関連した介護報酬について）

- 介護報酬における認知症に関連した加算について、認知症への対応をさらに進める
ためにどのように考えるか。

委員からは、要介護認定における認知症の評価が適切にされていない実態を指摘する
意見が多数あり、田部井 康夫 委員（認知症の人と家族の会 理事）からの「認知症があ
れば自動的に要介護1以上となるよう要介護認定のシステムを整備すべきではないか」
との意見に対して、厚生労働省は、原則はそのとおりだが、要介護認定の制度論であり
この分科会での議論にはなじまないもので、必要があれば介護保険部会で議論して頂きた
いとしたうえで、一つの条件で機械的に（要介護と）当てはめるのは適切ではないので
はないかとの考えを示した。

齋藤 訓子 委員（日本看護協会 常任理事）は、グループホームにおける医療連携につ
いて、今のしくみでは症状が重度化し依頼があってから入るしかないが、日々の医療管
理が必要な利用者に対応するには、スポットで入れる数を増やすべきとの意見を述べた。
内田 千恵子 委員（日本介護福祉士会 副会長）は、認知症ケアに携わる介護従事者の研
修（資料1 p.8 参照）について、定員が限られ受講しづらい現状があることを指摘し、
各団体で行っている研修を、一定の要件を満たせば研修として認定することとしてはど
うかと提案した。

村上 勝彦 委員（全国老人福祉施設協議会 副会長）は、認知症の人への特養でのケア
について、質の評価をすべきとの考えを示し、個室ユニット型と多床室でケアの質に差
がないとの研究結果も踏まえて検討する必要性を述べた。

②高齢者向け住まいについて

主な論点

(集合住宅における適切なサービスの提供について)

- 高齢者向けの集合住宅について、市町村の医療・介護提供体制やまちづくりとも整合的な適正な配置と、適切な医療・介護サービスが過不足ない提供が行われるために、介護報酬改定での対応を含めどのような対応が考えられるか。

(集合住宅における減算の在り方について)

- 平成 26 年度診療報酬改定における集合住宅等への訪問診療棟の報酬の見直し等が行われた。介護保険では従来より集合住宅へのサービス提供に対する減算、利用者紹介に係る利益供与・収受の禁止をしてきたが、減算の在り方などをどのように考えるか。
- 訪問系サービスと小規模多機能居宅介護の事業所と一体的な集合住宅の居住者へのサービス提供を減算するしくみについて、建物が一体的であること、集合住宅を養護・軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高専賃に限っていることについて、どのように考えるか。
- 定期巡回・随時対応サービスと複合サービスについては、集合住宅への減算の仕組みがないが、サービスの提供実態を踏まえ、どのように考えるか。

委員からは、地方公共団体からの意見にあるような不適切な事例（資料 2 P27～29 参照）は、排除されるような仕組みとすることが必要との意見が複数あった。

また、論点として示された「減算の在り方」に関して、複数の委員から、基本報酬に対する減算という対応ではなく、一般住宅とは別に、集合住宅における実態に見合った新たな体系での介護報酬を設定すべきとの意見があった。

山際 淳 委員（民間介護事業推進委員会 代表委員）は、医療保険と介護保険の違いを考えるべきと指摘し、介護給付はケアマネジャーによりサービスのコントロールがされるしくみであり、住宅施策と福祉施策が融合してきた流れに水を差すような改定をすべきではなく、ケアプランの適正化を考えるべきと述べた。

高杉敬久委員（日本医師会 常任理事）も、ケアプランが重要であり、一つのサービス（事業所）しか利用していない利用者の実態がどうなっているのかを問うべきで、（適切なサービス提供のために）ケアマネジャーには頑張ってもらいたいと述べた。平川 則男委員（日本労働組合総連合会 総合政策局 生活福祉局長）は、ケアマネジャーに十分な権限があり、適切なケアマネジメントが行われることが理想だが、実態としてそうでないのであれば、適切なサービス提供のために減算を手段とすることも必要ではないかとの考えを述べた。

また、平川委員、村上委員から、今回は論点に上がっていなかった養護老人ホーム・軽費老人ホームについても、検討を行うべきとの意見があり、厚生労働省は、施設サービスを議題とする際に、特定施設のひとつとしてテーマとする予定と説明した。

今回は、6 月 25 日に、区分支給限度額、ケアマネジメントに関する議題により開催される予定。

当日資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000048003.html>

3. 骨太方針骨子案に「社会保障給付の効率化・適正化」が盛り込まれる

6月9日に開催された経済財政諮問会議において、「経済財政運営と改革の基本方針2014（仮称）」（骨太方針）の骨子案が示され、「第3章 経済再生と財政健全化の好循環」の中の「2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方」において、「医療・介護を中心に社会給付を効率化・適正化」との表現が盛り込まれている。

骨太方針は、今月中のとりまとめが予定されている。

『「経済財政運営と改革の基本方針 2014（仮称）」骨子案』（抜粋）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

（1）社会保障改革

医療・介護を中心に社会保障給付を効率化・適正化。その際、先進的に取り組んでいる地域の事例を横展開。特に、医療・介護提供体制の適正化、保険者機能の強化と予防・健康管理、介護報酬改定の取組、薬価の適正化、年金給付のあり方の検討、生活保護の適正化等に取り組む。

第10回 会議資料掲載 URL

→ <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0609/agenda.html>

4. 技能実習制度の見直しにおいて、介護等の追加を提案

～第6次 出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会

法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の下に設置されている「外国人受入れ制度検討分科会」は、「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」を取りまとめた。同報告書において、技能実習制度の対象として「介護」を加えることを検討することが提案されている。

報告書では、技能実習制度を「現在指摘されている問題点を徹底的に改善した上で、制度の活用を図るべき」との意見を踏まえ、「技能等の修得・移転といった制度本来の趣旨・目的に一致した受入れとなるよう改正」することを基本的な考え方として示している。

その上で、対象の拡大については、「制度趣旨を踏まえた上で、送出し国の産業発展やニーズ、日本企業の貿易・投資動向に即したニーズも把握し、単なる受入れ企業の都合のみによる職種の拡大にならないように留意しつつ、多能工化や技術の進歩を踏まえて産業実態に即した形での職種の追加を認める方向で見直しを行う必要があると考える」とし、「その際には拡充する職種の特性に対応した新たな受入れ要件を設定することも含めて見直しを検討するべき」としている。

さらに、対象となる職種については慎重な検討が必要とし、特に、介護について「日本語による十分なコミュニケーション能力と、生命・身体に関わる専門的な知識や技能等が不可欠であるとの趣旨の指摘があった」ことを例示し、それぞれの職種の特性を踏

まえた十分な議論が必要としている。

今後、第6次出入国管理政策懇談会での議論を踏まえ、法務大臣に対する答申が行われる予定。

報告書掲載 URL http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html

5. 「社会福祉法人 主任／係長講座」 申込書差し替えのお願い

会報「経営協」6月号に同封しました、「社会福祉法人主任／係長講座」開催要綱のうち、東日本の「参加・宿泊等申込書」について、宿泊希望日・昼食の申込欄の日付等に誤りがありました。別添のとおり訂正いたします共に、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

これから東日本会場にてお申込みいただく際は、別添の修正後の申込書にてお申込みくださいますようお願いいたします。全国経営協ホームページに掲載している申込書については、修正済みです。

なお、訂正前の申込書により東日本会場へのお申し込みをされた方につきましては、旅行会社から申込受付のFAXをご返送する際に、確認のご連絡をさせていただきますので、ご承知おきください。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。
（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。
「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。
（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）